

電力・ガス取引監視等委員会

第37回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年3月3日（金） 10：02～12：26

2. 場所：オンラインにて開催

出席者：山内座長、圓尾委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員

（オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください）

○池田取引監視課長 定刻を過ぎましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第37回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いたします。

委員、オブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、男澤委員、北本委員、平瀬委員が御欠席、安念委員、河野委員、圓尾委員は遅れて御参加です。

それでは、議事に入りたいと思います。以後の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いたします。

○山内座長 承知しました。おはようございます。本日は、1部、2部という構成になっていて、第1部に入りますが、第1部の議題ですけれども、「ガス導管事業者の託送収支の事後評価について」であります。これは、事務局からまずは御説明いただいて議論したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3-1につきましては、NW事業監視課から御説明いたします。

本日、ガス導管事業者の託送収支の事後評価につきましては、大きく分けて案件が2つございます。1つは2020年度託送収支事後評価のフォローアップ、もう一つは2021年度託送収支の事後評価についてです。

2 ページ目ですけど、2020年度の託送収支の事後評価のフォローアップにつきましては、これも11月に本料金制度専門会合におきまして議論いただきましたけれども、1社（2地区）について内容が妥当とは言い切れないとされたということでありまして、今回また御確認いただくというものです。

3 ページ、2021年度の託送収支の事後評価につきましては、1社について料金改定の届出の内容を確認いただくということになります。ほかにも届出をされることが想定される会社はいらっしゃるんですけども、今回は1社について確認いただくということになります。

4 ページ目以降は、2020年度事後評価に係るものということになります。

5 ページ目ですけども、本日御報告する内容は、先ほど申し上げたとおり、1社（2地区）の取扱いについてです。

6 ページ目について、以前の議論ですけども、まず1社（2地区）に関しまして需要、費用の両面でチェックしたところ、この2地区というのは関西電力の姫路地区と堺地区であるわけですけども、需要に関しては関西電力の堺地区が要確認となっていたということではありますが、7ページで、その点については問題ないものということになりました。

8 ページですけども、今度は関西電力（堺地区・姫路地区）の費用についての確認でありますけれども、乖離が大きいと。想定された費用よりも実績費用が低いということで、この理由を確認いたしました。

9 ページですけども、いろいろな理由があるわけですが、ただ、この表の中の真ん中のところにある「新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上した」、原価にはそういうものが入っていたけれども、実際には導管延長計画は開始されなかったと。これが想定費用と実績費用の乖離の原因であるというような話があったところですよ。

これにつきまして、11ページですけども、25回会合におきまして委員からは、原価が不確実であるので原価から除くのが適切なのではないかというような御指摘を頂いたところであります。

12ページにおきましては、取扱いについて対応案ということで、2つ目のポツですけども、2022年度の乖離率を確認し、妥当でないと判断された場合、23年度の事業開始までに合理的な料金値下げをすることの要請を行う、こういうことに議論をしていたわけです。

13ページですけども、では、この1社（2地区）の22年度、今年度の乖離率につま

して確認いたしましたところ、乖離が発生しそうであるということでもあります。

これも需要と費用について確認したところ、まず14ページについては、実績値が想定
の需要よりも低くなるということでもありますけれども、これは一般論として言えば、こ
ういう乖離があると単価はむしろ上昇するというところで、費用といいますか立米当
たりの費用は高くなるということなので、今議論されているのは想定原価よりも実
績費用が少ないのではないかとこのところで、逆側に振れるということではありま
す。

15ページですけれども、じゃ費用のほうはどうなのかということですが、これも確
認いたしましたところ、想定費用と実績費用を比べると、想定よりも実績のほう
がかなり低いということが確認されました。

16ページですけれども、その理由について確認したところ、先ほど御紹介した
新規顧客向けの導管延伸を行う可能性があるということで委託費に係る予算を原
価算入したが、埋設物調査等が発生しなかったという話と、一部人件費につい
て、託送供給に関する額だけでなく製造費等も含んだ堺エリアのガス事業全
体の額を誤って原価に算入したためという御回答がありました。

それから関西電力の姫路地区につきまして、先ほどの新規顧客向けの導管
延伸の話に加えて、事業税を託送供給に関する額だけではなく、製造費等も
含んだ姫路エリアのガス事業全体の額を誤って原価に算入したためという御
回答がありました。

こういうことでもありますけれども、17ページで、関西電力（堺地区）、
関西電力（姫路地区）とも今後の対応を確認したところ、事業者から2023
年度の事業開始までに総括原価方式により自主的に料金値下げを行うとい
う意向が示されたというものであります。これは関西電力のガス事業部門
ということでもあります。料金値下げは届出制ですけれども、値下げ後の
料金の妥当性について、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を
行うということにしたいと考えております。

18ページ以降は、今度は2021年度の事後評価に係るものです。

19ページですが、11月の会合におきまして、超過利潤累積額という基準
を超えた事業者について確認をしたところ、1社につきまして、この1社
は会計年度が1月から12月という事業者ですけれども、この事業者につ
いては料金改定届出を行うという意向はあったんですけれども、その後
確認しましたので、その結果を御報告させていただきます。

22ページですけれども、乖離率を見ましたら、もともと21年度の託送
収支においても1.9%ということでありました。

23ページですけれども、需要量を確認しましたら、おおむねそんなに大きな違いはないと。2022年度の実績見込みと新料金の想定3年平均はほぼ変わらないと。

24ページですけれども、費用面では、新料金の3年平均に比べて22年度の実績見込みは若干低いわけでありますが、また19年から21年度の実績費用よりも22年度の実績見込みは若干上がっているわけですけれども、その件については、人件費の関係だとかそういうことで差額が発生しているということでありまして、想定に料金原価としてはおおむね妥当なものではないかなと考えております。

ということで25ページ、21年度の事後評価で料金値下げ届出を行うとしていた犬山瓦斯につきましては、妥当な値下げを行っているという評価できるのではないかと考えております。

これらについてですけれども、資料3-2というものを付けておりまして、21年度の託送収支の事後評価についての取りまとめです。先ほどの犬山瓦斯も含めまして対応を書いております。主な点としましては、24行目ですけれども、超過利潤累積額につきまして4社が抵触したと。

それから29行目ですけれども、実績単価分の乖離率が超過したのが3社でありましたということで、結論といたしまして、36行目ですけれども、1社について、犬山瓦斯について値下げ届出が行われると。先ほど妥当ではないかとの資料を紹介したところです。

40ページですけれども、残り2社については4月1日までに何か料金改定を実施する予定であるという回答が出てきておりますので、その旨記載しております。

こうしたものを料金制度専門会合のとりまとめと、21年度ガス導管事業者の託送収支事後評価とりまとめとしまして本委員会に上げていきたいというふうに考えておりますけれども、これについて御議論いただければ幸いです。

○山内座長　　ありがとうございました。

御説明があったように関西電力の件と犬山瓦斯の件ですね、これについて説明があった。とりまとめのその2は犬山瓦斯の件がポイントということになりますけれども、そこが大きなところですね。これについて皆さんの御意見を伺いたいというふうに思いますが、いかがでございましょう。これはteamsの挙手機能を使って意思表示をお願いいたします。どなたかいらっしゃいますか。

松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員　　松村です。今回の整理、妥当だと思いますので、異議ありません。

それで、今回の整理と関係ないことを言うようで申し訳ないんですが、前回も言いまし

たが、関西電力の託送原価の作り方に関してはいろいろ考えさせられることがあると思います。値下げ届出制の下で今回妥当な整理がされた、妥当な対応をしていただいたとは思いますが、一方で、前回も言いましたが、もともとこんな緩いコストが入るのかということと、百歩譲って、1回入れたとしても支出しなかったものをもう一回入れるのかという点に関しては、いろいろ考えさせられるというか、値下げ届出制の下でのガスのものならともかく、企業の体質でこんなコストを2回も平気で入れてしまうことがもし電気の託送料金で起こったとすれば、深刻な事態だと思います。

私たちは一層気を引き締めて、次の第2規制期間のときに本当にこんな類いのコストが入っていないのかを相当丁寧に見ないといけない。こんな事例が公開されたわけですから、他の料金を見るときには、今回の事例を頭に入れながら、これがもし企業の体質だとすれば、関電から出てくる託送料金は相当ちゃんと見なければいけないし、もしこれが電力業界全体の体質だとすれば、全部ちゃんと見なきゃいけないと思います。もちろん今までだってちゃんと見ているし、ちゃんと見なければいけないのは今回のことがあろうとなかろうとそうですが、実際こんなことがあったことは、私たちは重く受け止めて、頭に入れなければいけないと思いました。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。――よろしければ、皆さん特に御発言ないということで、今、松村委員も、今回の処置については妥当であるという御意見頂きましたので、私といたしましては、事務局のとおり電力・ガス取引監視等委員会へ報告するということといたしたいと思いますが、事務局はこの方針で対応を進めていただくようお願いを申し上げます。また、今、松村委員から出た意見についても重く受け取っていただければというふうに思います。よろしゅうございますかね。ありがとうございました。

それでは、第1部は以上で終了ということになりますので、進行を事務局でお願いいたします。

○池田取引監視課長　　ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第37回料金制度専門会合第2部を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、オブザーバーとして北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力が出席さ

れますので、各議題について直接御質問されるということでも構いません。

○山内座長　それでは、第2部に入りますけれども、第2部の議題は、議事次第にありますように4つということになりますが、その最初、通し番号議題2「これまでに委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況について」です。事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長　それでは、資料4を御覧ください。まず、本日、委員から頂いていた御意見・御指摘への対応ということでございますが、5ページ目、松村委員から非化石証書販売収入に関して、非化石電源投資関連費用が控除されていることの御確認。さらに8ページで北本委員から、非化石証書収入がどのように管理され、どの設備投資に使われているかというところでございますが、これらについては本日御回答を差し上げたいと思います。

また6ページに戻りまして、川合委員から頂いておりました燃料費に関してですが、申請価格を申請直近3か月間の為替ベースで織り込む現制度の適切性の御検討ということでございますが、そちらも本日御議論させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

今、お聞きのような内容でございますが、これは報告事項ということですので、次からの議題の中で議論させていただこうと思います。

議題3ですけれども、「燃料費等の採録期間について」であります。これを事務局から御説明をお願いいたします。本議題については、燃料費の採録期間を申請の直前3か月から直近の3か月へ変更した場合に、原価のうち燃料費に与える影響について事務局から各社に試算を依頼しております。その結果について、事務局の資料説明の後に各社から説明をお願いしたいというふうに思います。その後、質疑の時間を取らせていただければというふうに思います。それでは、資料5からよろしくをお願いいたします。

○東取引制度企画室長　事務局の東でございます。資料5に基づきまして御説明させていただきます。

2ページ目をお願いします。まず、本日の御議論いただきたい点でございますが、そもそも今回の料金改定申請は、為替も含めた燃料価格の高騰ですとか、それを受けたスポット価格の高騰というのが主たる要因であるということでございます。一方で、申請後もそうした為替価格でありましたり、燃料価格、スポット需要価格というのが大きく変動して

おりまして、足元では低下傾向にあると。こうした中で本専門会合の中でも、為替をどこで採るのが適正なのか検討が必要なのではないかといった御指摘もございました。また、募集しております「国民の声」においても、こうした燃料価格が下落している中で最新の数字を使うべきではないか、そのまま認可すべきではないんじゃないかといった御意見も寄せられております。

さらには消費者庁からも先般、疑問点・意見という中で、時点補正を行うべきではないか、あるいは燃調の基準価格を低く設定するのが望ましいのではないかという御指摘もございました。

さらに2月24日に開催されました政府の第7回物価・賃金生活総合対策本部において、総理大臣から経済産業大臣に対して、直近の為替や燃料価格水準も勘案するなど、厳格かつ丁寧な審査を行うよう指示があったところでございます

こうした様々な御指摘を踏まえまして、本日は為替を含めた燃料価格、あるいはスポット市場価格の採録期間、どの時点のデータを使うべきかという点につきまして御議論いただきたいというふうに考えてございます。

次のページをお願いします。燃料価格の動向をお示ししております。3ページ目、石炭ですが、オレンジのほうFOB、いわゆる積み地での価格、オーストラリアの石炭価格を取っています。これは足元かなり下がってきている。一方で青いほうは日本着ベースの貿易価格統計でして、こちらも11月をピークに低下傾向にはありますが、一方で足元、先行指標といいますか、積み地側の数字ほど大きくは下がっていないという状況でございます。

4ページ目をお願いします。今度はLNGのほうでございます、赤いほういわゆるJKMというスポット市場価格で、こちらはピークに比べると相当下がってきている。一方で青いほう、こちらも日本着ベースの貿易統計価格でございます、9月をピークに少しずつ下がってきておりますが、こちらも足元、スポットほどは下がっていないということでございます。

5ページ目をお願いします。こちらは電力のスポット市場価格の傾向でございます、こちらは燃料価格、特にLNG価格の低下を受けて、足元、冬季であるにもかかわらず低下傾向ということでありまして、足元ですと10円台で推移しているということでございます。

6ページ目、冒頭御紹介しました様々な御意見ということで、委員からの御意見、「国

民の声」、消費者庁からの御意見というのを参考でお付けしております。

7ページ目をお願いします。こちら冒頭御紹介したとおりの発言ということになります。下線部だけ御紹介させていただきますが、西村経済産業大臣におかれては、「まずは、電力の規制料金の改定申請に対して、あらゆる経営効率化を織り込み、直近の為替や燃料価格水準も勘案するなど、4月という日程ありきではなく、厳格かつ丁寧な査定による審査行ってください。」と、こうした御発言がございました。

その上で8ページ目、まず燃料価格の採録期間に関する論点を8ページ目と9ページ目でお示ししております。まず、今回各社の申請している燃料価格、申請における燃料価格はどこのを使っているかということと言いますと、先行している5社においては、先に申請のあった5社につきましては昨年の7月から9月、東京電力エナジーパートナーについては8月から10月、北海道電力については9月から11月ということになってございます。これは、いわゆる燃料調整制度、燃調における基準価格の採録期間が、料金算定規則、省令上で申請の日の直前3か月の貿易統計価格を使うと規定されていることから、制度と整合的な考え方となっているというふうに考えております。

基本的にはということではありますが、注釈でちょっと付いていますが、一部事業者においては、必ずしも直近3か月じゃなくても1月前のデータを使っているという点については確認する必要があるかとは思っていますが、おおむねそういう制度と整合的な考え方で各社は申請を行っているというふうに考えております。

その上で、3ポツ目ですが、そもそも燃料費につきましては、燃料費調整制度に基づいて自動的に月々の料金、為替も含めて、為替を反映した円建ての価格で月々の電気料金に自動的に反映されることになっておりますので、原価に織り込まれる燃料価格をどこの時点で採るかというのは、基本的には料金に影響を与えないというものだと考えております。

何を申し上げているかといいますと、注釈の1つ目で書いていますが、仮に基準価格が高かったとして、その後、燃料価格が下がった場合には、燃料費調整、マイナスの補正が月々の電気料金で行われることになりまして、実際に請求される電気料金というのはその分だけ下がるということになりますので、発射台が高かったとしても燃料価格が下がれば電気料金には、期ずれはあるんですけども反映されていくということになっております。

一方で、最後の注釈の一番下のところに書いてありますが、1つ変わる点としては、基準燃料価格が変われば燃料費調整の上限価格というのは変わることになっています。いず

れにしましても、制度に基づくと、基本的にどこの時期を採るかというのは中立的といえますか料金に影響を与えないものであると。

次のページをお願いします。一方で、冒頭御紹介したとおり、「国民の声」の声をはじめ多方面から御指摘を頂戴していることから、必ずしも現時点で需要家の理解・納得が十分に得られていないのではないかというふうにも考えてございます。

こうした点も踏まえて、燃料価格の採録期間をどう考えるべきか。具体的には、各社の申請上の今の申請時点の期間というのが適切なのか、あるいは直近、足元の3か月。例えば今データが取れるところだと2021年11月から本年1月というのが最も新しいわけですが、例えばこういった期間に更新することが適切なのか、こういった点について御議論いただければというふうにも考えております。

なお、注釈といえますか留意点として2つ書かせていただいております、国際的な燃料価格は足元で下落傾向にあります、日本着ベースの価格に反映されるまでには一定のタイムラグもありまして、直近の数字に置き換えたなら物すごく価格が下がる方向に働くかということ、それは必ずしもそうではないかもしれないという点は留意する必要があるかと思っています。

また、料金算定に用いる燃料価格を変更することとなりますと算定の前提が変わってくることとなりますので、メリットオーダーですとか供給力の想定にも影響を与えますし、ひいては料金の全体を算定し直す必要が生じる可能性もあるという点にも御留意いただく必要があろうかと思っております。

10ページ目、燃料費調整制度の概要を参考までにおつけしております。先ほど申し上げた、下の絵に描いてありますが、例えば11月申請、4月料金改定の場合を想定していますが、7月から9月、7、8、9とその時点での最新3か月の燃料価格を基準として、月々、実際の料金請求、4月から発生する料金請求においては、その3か月から5か月前の3か月平均を取りまして、1番と2番の差を取って、ここに依じて燃料費調整がなされると。先ほど申し上げた例で言うと、7、8、9が物すごく高かったとして、11、12、1が物すごく下がったとすると、4月の料金にはそこでマイナスの調整として反映されるということでございます。

次のページ、これは省令を参考までにお付けしております。

12ページ目ですが、これは仮にですけれども、先ほどの例でお示した11月から1月の3か月平均に燃料価格を変更した場合、各社の基準燃料価格、先ほどの燃料費調整制度の

発射台になる価格がどういうふうに変化するかというのをお示したものであります。下のグラフに付けていますが、青字で表示している5社においては基準価格が下がる、逆に北陸電力においては上がると、中国電力においては変わらないと、こういった試算結果となっております。

13ページ目には、そのバックデータをお付けしております。

14ページ目をお願いします。次に、スポット市場価格の考え方についてでございます。今までのところは燃料費でありましたが、今度はスポット市場価格のほうですが、そもそもまずスポット市場価格につきまして、各社の申請の考え方と採録期間というのはそれぞれ異なっておりまして、その概要を以下にお示ししております。以前にも5社分については御紹介しましたが、改めて7社分で御紹介させていただきますと、そもそものスポット市場の価格の考え方として、大きく北海道、北陸、中国、四国、沖縄の5社については実際のスポット環境の実績値をベースに、一部補正を行ったりというのはあるんですけど、基本的には過去実績値をベースに織り込んでいる。東北電力においては、第三者機関を使った、シミュレーションを使った想定値を入れている。東京電力においては、TOCOMの電力先物価格を使ってスポット市場の価格を置いているということです。

2つ目の欄が採録期間ですが、これも各社ばらつきがありまして、申請前1年の実績値を採っている会社もあれば、3か月という会社もある。あるいは先物を使っている東京電力においては、ある特定の1か月間のフォワードカーブの平均値を出している、こういった形になっていまして、平均価格、実際にそれで幾らになっているかというのを一番下の表にお示ししていますが、20円ぐらいから30円台後半と、実際に想定値にもかなり開きがあるということになっております。

15ページ目をお願いします。それを踏まえた上で論点、スポット市場の価格の置き方についての論点でございます。まず1ポツ目ですが、スポット市場価格については、燃料費とは違って燃調のように自動調整する仕組みがないということでございます。2つ目ですが、そのため、燃料費のように特定の採録期間を採用する制度的な必然性はないんだというふうに考えられます。こうした中で過去の審査においては、申請前の1年の実績値を採用してございました。これは一般的に考えてスポット市場価格には季節性がございますので、燃料費とは異なって1年間の値を採用することに一定の合理性があるんだろうというふうに思っております。

こうしたことも踏まえて、そもそもスポット市場価格の考え方をどう採るべきかという

のと、採録期間、どの期間のデータを採るべきかという点について御議論いただければというふうに考えてございます。

4つ目の点ですが、そもそも考え方につきましては、大別すると過去実績値と第三者シミュレーションというのと電力先物価格とありまして、どのような考え方が合理的なのかということ。その際、それぞれ合理性がある、複数合理的な解があるということなのか、あるいは基本的に考え方を統一するべきなのか。同じ市場の価格であることを考えれば、申請者によって考え方が大きく異なるのは望ましくなく、基本的に考え方は統一すべきかということを書かせていただいております。

また採録期間につきましては、燃料費同様ですが、申請時点の数値を採用するのが適切なのか、あるいは直近の数値、何らか直近の数値に更新することが適切なのかといった点を御議論いただければというふうに考えております。

最後、16、17ページに先物価格の推移について、現物価格は先のページのほうで示していますが、御参考までに先物価格について示しています。

16ページ目、電力先物価格も下落傾向であるということをお示ししています。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、何をお示ししているかということ、例えば今一番右端、2023年02月採録期間というところで、東日本20.97円、西日本17.85円となっているというのを示していますが、これは2月1日から2月28日まで28日間、来年度の4月、5月、6月、7月と毎月の先物価格のフォワードカーブというのがあるわけですが、これを要するに28日見続けて、その平均値を採るとこうなりますというものでして、次の17ページをお願いします。

御説明させていただきますが、2月1日から28日の平均で見ると、翌年度の2023年の各月末で清算されるスポット価格の先物価格、こういうカーブになっています。例えば東日本、4月であれば15円ぐらい、夏、8月になりますと25円ぐらい、冬のピークですと26～27円という、こういったものの平均を採ると21円ぐらいになっていますよということで、きちんと季節性も加味して、翌年1年間の先物価格を2月、28日間の平均で数字を採ると、大体これぐらいの水準になっている。いわば今足元の市場の目線といいますか、直近1か月の市場の目線が、東で21円、西で18円弱ぐらいになっているということでございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、事業者からの説明に移りたいと思いますが、最初は北海道電力で上野様にお

願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。それでは、資料5-1で燃料費の置き換えについて御説明させていただきます。

スライド1を御覧ください。上の表に算定内容、左下の表に算定結果をお示ししております。まず石炭につきましては、申請原価では9月から11月の各国別の貿易統計価格に基づいて算定しておりますが、貿易統計価格の採録期間を11月から1月、ここに置き換えて算定した結果、申請原価と比較して108億円の減少となっております。

LNGにつきましては、貿易統計価格を各契約の価格決定フォーミュラに適用して算定しておりますが、こちらも石炭と同様に貿易統計価格に基づいて算定いたしました結果、67億円の減少となっております。

同じく石油につきましては、石油元売が公表する体系価格に基づいて算定しておりますが、同様の期間の体系価格に置き換えた結果、49億円の減少となっております。これらを合計いたしますと、申請原価と比較して225億円の減少となっております。

説明は以上となります。

○山内座長 ありがとうございます。

続きまして、東北電力・石山様に御説明をお願いいたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山でございます。それでは、燃料費の再算定結果につきまして御説明をさせていただきます。資料5-2を御覧いただきたいと思います。

今回の再算定に当たりましては、算定の前提となります参照期間を直近3か月であります昨年11月から今年の1月に置き換えをさせていただきますけれども、算定の手法ですとか考え方などにつきましては、基本的に申請時点から変更してございません。

1ページのところの左側の表、再算定欄を御覧いただきたいと思います。ここにただし書きがあるんですが、LNGのスポット価格の算定につきましては記載のとおりなんですけれども、申請時点では全日本の通関統計からLNGスポットに相当する分を抽出しておったんですけれども、今回は時間の制約上、JKMの実績に基づいて算定してございますので、その点は補足をさせていただきます。

それから再算定の結果については右の表のとおりでございますが、申請時に比べてガス系と石油系は燃料費が減少する一方で、石炭系は増加することになり、燃料費全体としては、参照期間の変更で139億円の減少になる見込みとなっております。

弊社からの説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京電力エナジーパートナー・秋本様から御説明をお願いします。

○秋本オブザーバー　　秋本でございます。それでは、御説明のほうさせていただきます。資料5－3を御覧ください。

電力・ガス取引監視等委員会からの御要請を受けまして、直近の全日本通関統計のC I F 価格に置き換えた場合の影響を今回試算させていただきました。算定に当たりましては、今回の要請内容に従いまして、対象はJ E R Aからの購入電力料のみといたしまして、試算の前提としては、C I F 価格以外のパラメーターについては申請時の数値から変更せずに算定をしております。

今回の試算結果でございますが、電力価格の下落影響を受けまして、他社購入電力料は申請時と比較いたしまして年間で2,536億円の減となる見込みでございます。

なお、当社は2016年度の分社化に伴いまして燃料費としての費用計上はないことから、全て他社購入電力料の変動額として算定をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

続きまして、北陸電力・平田様から御説明をお願いいたします。

○平田オブザーバー　　北陸電力・平田です。資料5－4を御覧ください。

まず、スライド2でございますけれども、今回の試算では、2022年11月から2023年1月の全日本通関価格の実績を用いております。真ん中の表のとおり、申請時点に比べて為替は円安、原油とL N Gの価格が下落する一方で、石炭のみ増加となっております。

続いて、スライド3でございますが、当社の購入価格につきまして、こちらの表の1行目に記載してございますが、原価織り込みの考え方は申請時と変更しておらず、石炭、L N Gについては為替レートを含む通関価格、重油については国内市場価格の変動のみを購入価格に反映しております。

続いてスライド4ですが、これらを踏まえまして燃料費を試算した結果がスライド4です。申請原価対比で石油系は年平均41億円の減少、石炭系は71億円の増加、L N Gは20億円の減少となり、当社の火力電力に占める石炭の比率が84%を占めることから、火力燃料費全体では10億円の増加という結果となりました。

説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

続きまして、中国電力・小寺様から御説明をお願いいたします。

○小寺オブザーバー　　中国電力の小寺でございます。それでは、資料5-5に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回の試算は、前提を燃料価格の採録期間を7～9月平均から11～1月平均に置き換えることによって算定をしております。それ以外の考え方につきましては、申請原価のときと同じ考え方で、変更はございません。

算定結果は次のページをお願いいたします。試算の結果、石炭系の燃料費が増加した一方で、ガス系及び石油系の燃料費は減少しておりまして、計上金額が増加金額を上回ったことによりまして、燃料費全体では25億円の減少となっております。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

続きまして、四国電力・宮本様、お願いいたします。

○宮本オブザーバー　　四国電力・宮本でございます。それでは、当社の燃料価格据え置き後の火力燃料費について御説明いたします。資料5-6の1ページ目を御覧ください。

当社の場合、結論から先に書いておりますが、火力燃料費につきましては、燃料C I F 価格のみ採録期間を直近の全日本通関価格に置き換えた場合、申請原価の火力燃料費と比べて全体で32億円の減少となっております。内訳としては石油系が34億円の減少、ガス系が31億円の減少、石炭系が33億円の増加となっております。

次に、2ページ目にその前提を記載してございますが、当社購入C I F 価格につきましては、申請原価と同じく、重油は石油元売公表の高硫黄C重油の公示価格などから算定したC I F 価格で、石炭とL N Gは全日本平均並みで算定してございます。

なお、今回の試算においては当社の火力燃料費のみを対象としておりますが、燃料費の前提を見直すという場合には、当社は他社火力の受電が多いということも踏まえて、燃料費調整の対象である他社購入電力料などについても反映が必要と考えておるところでございます。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、次は沖縄電力・上間様、お願いいたします。

○上間オブザーバー　　沖縄電力の上間でございます。それでは、弊社の燃料費についま

しては資料5－7で確認させていただきます。

直近3か月平均の通関CIF価格に置き換えた場合の試算結果でございますが、今回、通関CIFの価格の置き換えのみでございます。その結果、石炭価格はやや上昇するものの、LNG価格の下落が大きく、燃料費は申請時と比較し約27億円の減額となります。

弊社からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

以上で御説明を頂いたとおりであります。これから皆さんに御議論いただきたいというふうに思います。今の各社様からの御説明は、事務局の御説明にあったとおり、直近に見直ししたときに逆に増額になってしまうケースもあるということ、これは事業者さんによって発電の要素や構想によっても違うと思いますけれども、ということであります。それと、さっき事務局からの説明がありましたように、原価織り込みの価格をどういうふうに見るかということでありまして、燃調部分については基準価格に変更になるけれども、いずれにしろ価格に応じて連動するわけですから、その意味ではニュートラルと、こういうようなことでもありますね。それと上限がちょっと上がるというお話もありましたね。その部分と、他社購入電力についてどういうふうにするかということ、この辺については案をいろいろ提示していただきましたけれども、いろいろ皆さんの御意見の中で決めるところかなというふうに、今日全部決めるわけではないと思いますけど、ということでもあります。

以上のような状況でございますので、皆さんから御意見いただきたいと思います。どなたからでも結構でございますので、御発言願いたいと思います。いかがでございましょう。

華表委員の手が挙がっています。華表委員、どうぞ御発言ください。

○華表委員 華表です。ありがとうございます。事務局の御説明の中にもありましたけれども、まず前提として、私の理解では、規制料金には燃料費調整制度が適用されますので、採録期間をどの期間にしてもその差異は燃料費調整制度の中で調整されて、電気料金には影響を与えないと理解しております。

一応留意点としては、こちらもし繰り返してしまいますけれども、上限価格は変わることになり得るということはある、今回のように上限価格を超えるような事態が生じる場合には影響を与えることはありますが、基本的には、多くの場合、電気料金は変わらないものと理解しています。

ですので、どの採録期間にしても電力料金への影響は小さいというふうに考えておりま

すが、一方というところについても事務局の御指摘のとおりだと思っております、公聴会や「国民の声」はじめ最新の為替ですとか燃料価格を用いるべきとの御指摘が多いことは重く受け止める必要があるというふうに考えておりました、この点に関しましては、よりしっかりしたコミュニケーション、具体的には、今般のような料金申請のタイミングだけではなくてふだんも含めて、国民にこの料金の制度を御理解いただけるようなコミュニケーションが必要だと思いますし、今般の結果についても、燃料費調整制度が今後どのように適用されていくか、どのような影響があるかということについての説明はしっかり行っていくことが必要だというふうに考えています。

また、そういう中でも採録期間を決めなくてはいけないということに関しましては、今申し上げたコミュニケーションの重要性を考えても、分かりやすいことですか説明性が何より重要だと思いますので、全事業者で同じやり方を使いつつ、できる限り直近の数字を使うのがいいのではないかと考えています。その結果として、基準価格が場合によって上下するということになると思いますけれども、これで基準価格が上がるということになったとしても、それはあくまで基準価格の話なので、それは増査定とかそういうことではなくて、それは基準価格の変更というふうに理解するのがいいのかなというふうに考えています。

一方の卸電力市場価格につきましても、状況としては同じかと思っておりますので、もちろんこちらは調整されないというのは理解していますけれども、コミュニケーションの重要性ということ言えば状況としては同じかと思っておりますので、説明性の高さが求められると思っています。

その点、資料5の15ページにあるように、基本的に考え方は統一すべきだと思いますけれども、悩ましいのは、ここで示してくださっている①の過去実績、②第三者機関における将来予測値、③電力先物価格のどれを選ぶべきかということですが、まず②については、以前この会合での委員の御発言にもありましたように、各第三者機関もそれぞれの思惑があることもありますので、これを使うことの説明性はあまり高くないのではないかと思います。①と③は悩ましい面があると思っております、③のほうが、市場参加者の将来的な電力価格のコンセンサスを表していると言えますので妥当とも考えられるというふうには思いますが、現状の日本の市場環境を考えたときに、そのプライスディスカバリー機能が十分果たせるほどに流動性があるのかということは論点になるかというふうに思います。これで流動性が十分あると考えるのであれば③、いや十分ではないと考えるのであれば①

なのかと思っています。

また、それぞれの期間を採るかということについては、事務局御指摘のとおり、電力価格には季節性がありますので、①の過去実績であれば直近1年の平均、③の電力先物価格であれば、16ページのような2023年の平均を採った数字であれば、既に季節性が反映されていると思いますので、16ページの中の一番最新の数字を採るとというのが一番説明しやすいのではないかとこのように考えています。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言いらっしゃいますか。

川合委員、どうぞ。

○川合委員 ありがとうございます。私のほうでこの問題について、質問として提示した経緯から、私のほうからもお話しさせていただければと思っております。まず最初に、直近3か月としてどの期間を取るかについて、申請時前の3か月を取るとしても、結局は中立的な話なんだということはよく理解しております。ポイントとしては、今、華表委員がおっしゃったとおり、燃調の上限価格が変わるというだけの問題のはずなんですけれども、昨今のいろいろな御意見等を踏まえれば、直近のものをできるだけ使うほうが説明はしやすいんだらうなというふうに思っております。

それから、今回は規制料金なのであまり関係ないかもしれませんが、この3か月という短い期間の価格を参照して燃料調整制度に用いることが本当に良いのかというのはまた全然別の問題とは思っています。会社を営んでいるような需要家を考えると、燃調制度全体の問題として、過去1年間の価格変動は極めて激しく、ここまで短期間にエネルギーコストが大きく変動すると、事業計画が立てにくくなるかと思ったり、コスト想定や価格設定もしにくいと思ったりします。

それから、次の卸電力市場価格の問題ですけれども、今、華表委員のおっしゃったとおりだと私も思っております。その意味で東北電力の採った第三者機関というのは、これは私も採るべきじゃないだらうなとは思っています。

そうすると①か③ということですが、①であれば過去1年、③であれば今後1年間分の先物価格についての直近の数字ということでもどちらもあり得るところですが、この5ページのグラフを見て分かるように、過去1年というふうに見るとしても、どこから過去1年かということがあるかと思ったり。ただ、今回提示されている1年の数字を使ってと言

われてしまうと、将来の見通し次第ではありますが、これだけ価格が高かった一年を用いずずっと見ていくことについては結構違和感があります。その意味で、どちらかという電力先物市場がどういうふうにして今運営されていて、参加者がどの程度あるのかということに、若干ちゅうちょがありますが、電力先物市場についてはこれから参加者も増えるでしょうし、新電力等もこれからは先物を積極的に利用しながら価格を抑えていくということを考えているという報道も見られるところでございますので、私は先物市場価格を使うということには一定の合理性があるだろうなというふうに思っています。

あとは先物市場の認知度とか参加者をもう少し増やしていく工夫というのが別途要るだろうと思っておりますが、これ自体間違いはないなという気はしております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがですか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 松村です。まず前半に関してです。事務局が整理したとおり、燃調の制度があるのでどこを採るのかは中立なはず。上限価格だけに影響を与えることと、基本的には直近を採ると少し下がるという事業者のほうが多いのだけれども、その影響はそれほど物すごく大きく下がることでもなく、逆に上がるケースもあることを総合的に言って、だから今までどおりにやるという提案もあり得ると思います。

もう一方で考えなければいけないのは、正しく書かれているとおり、再計算するのはかなりの労力が掛かる点。実際に申請前のデータを使った1社だけはルールと少しずれたことをしていますが、ほかの会社、ルールどおりにやっているのにもう一度大きな労力を掛ける、そういう大きなコストがあることも頭に入れるべき。この使った申請前の3か月を採用するのも十分あり得る選択肢、合理的な選択肢だと思います。

一方で、燃調で中立になる、上限価格を除けば中立になることはいろいろな形で繰り返し説明しているのですが、なかなか理解していただくのが難しいという現状があることを考えれば、さらに追加で丁寧に説明し、理解を得るとするのは正論ではあるけれども、とても大きなハードルがあることも事実。それも大きなコストだと考えると、事務のコストとどっちを取るのかという決断になる。だから、とても難しい問題だと思っていました。

ところがスライド9を見ていただきたいのですが、スライド9のところ、最後のポチで、メリットオーダーや供給力想定にも影響を与えるって、私、最初は何を言っているの

かがよく理解できなかつた。メリットオーダーに関して言うと、例えばLNGの価格と石炭の価格で逆転しているということがあり、したがって、LNGのほうがベース運転されるという、そういうメリットオーダーで料金全体組み込まれているのかということ、私はそうなつてなかつたと思っている。スポットと長期契約が混じつた価格、この採録ということだとそうなるんだと思うんですが、そういうものと単純に比較して決まるものではないはず。いろいろ考えれば、今までどおり石炭は、二酸化炭素の制約というのがあるから従来とは違つているとしても、燃料価格に直接関連してメリットオーダーが変わるということは全面的に採用されていると全く理解してゐなかつたし、供給力想定に関して言えば、基本的にどれだけ動くかということ、実際に動くかということはもちろん価格水準に影響を受けるわけですが、供給力ということで考えると、燃料費が高過ぎて動かないとか低いから動くとかつて、そういう発想ではなかつたと思っているので、この最後のポチは理解しがたい。

しかし、こういうものが事務局の資料で出てくるということは、燃料費価格を変えることはいろいろ影響を与えるということ。そうすると料金の算定が変わる。特に燃料費が下がるということだとすると、論理的には燃料費が下がつて供給力が減るということはないと思いますから、供給力は増えることをこの最後のポチは示唆してゐて、足元で燃料費価格が下がっているものがあるのにもかかわらず乖離した供給力で出すのは、恐らく説得力がなくなつてゐると思います。直近でこれだけ大きく燃料価格が変動していることを、少なくともそう見えることを前提とすれば、例外的に今回は直近のものを使うべきだと思います。

この最後のポチの説明があるのにもかかわらず最新価格を採用しないという整理にしたら、国民の理解は得られないと思います。このような説明が出た以上、やはり直近の価格を採用せざるを得ないと思います。

次に、卸市場価格に関してですが、本来はフォワードルッキングなので先物価格を使うのが理論的には正しいと思います。過去のものよりも将来のものより正確に出てくるということであれば、それを採用するほうが自然。したがつて、将来的にこの発想を全面的に入れることを検討しなければいけないと思います。

一方で大きな壁があつて、先物価格はコマごとの価格の予想になつてゐなくて、月平均になつてゐる。でも、例えばFITの買取価格というのがとても大きな影響を与えることが繰り返して説明されてゐて、そのFITの回避可能原価を計算するときには、本来は1年365日、1日48コマに割つて計算しないと正確には出てこない。特に太陽光発電などでは、

市場価格は太陽光が照っている時間帯にすごく下がることになるので、そのことをちゃんと反映しなければいけない。

そうすると、月平均のものをコマごとに割り振るのに関しては、一定の恣意性が入る可能性がある。もちろんちゃんと調整はするのでしょうかけれども、それは掛け算、割り算でやるのか、足し算、引き算でやるのかで大きな違いが出てくる。いろいろな恣意性が入る可能性まで考える、あるいはどうするのが適切なのかという点を考える。もっと具体的に言うと、例えば市場価格が最低価格の0.1円になっているというコマは、恐らく先物価格と関係なく0.01円になるんだと思うんですけども、それはどう調整されているのかということも相当ちゃんと考えなければいけないわけで、大きなハードルがあると思います。

その点を考えれば、過去実績は理屈として問題があることは認識しつつも、1年365日、1日48コマ客観的な数字として出てくる大きなメリットもあることを考えれば、今回はそちらを採用するほうがよいとの判断もあり得ると思いました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、圓尾委員、どうぞ御発言ください。

○圓尾委員　圓尾です。まず前段のほうですけども、私も結果的に中立だと分かりながら、電力事業者の皆さんにもう一回計算してくださいと言うのを何とも心苦しいなと思っていたのですが、松村先生もおっしゃいましたけれども、公聴会などの議論を見ても、燃調ってここまで理解されてないのか、と非常に感じる場所があって、ですから、燃調ってこうですと監視等委やエネ庁で説明して国民の大多数に納得していただくは、物すごく労力なんだと実感しています。そういう意味では、一方で上限価格が引下げになるところにこだわりを持った御意見を持っていらっしゃるというのも聞こえてきますし、ここは料金には中立と言いつつも、直近の値でもう一回計算し直すことをやらざるを得ないのかなと思っています。

後半のほうについては、皆さんおっしゃったとおり、前も申し上げましたけど、第三者機関の値を使うのは論外だと思います。実績と先物は基本どっちでもいいなと思っていましたし、松村先生もおっしゃいましたように、理論的には先物だろうと思います。1年前、2年前と比べても先物の厚み、指標価格として使える有効性は高まってきていると思いますので、その意味では先物を使うことに、今の時点でちゅうちょすることはないと思うので、先物の直近値を使うのも十分今やれることだと思います。松村先生御指摘になったよ

うな問題もあるので、過去実績を使うというのもあると思います。ただ、将来的には先物を使うことを志向していくのがコンセンサスなのではないかと思いました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

次、梶川委員、どうぞ御発言ください。

○梶川委員　私の意見は、今、各委員の皆様が詳細にお話しいただいたところどおりでございますので、ここであえて御説明することもないんですが、最初のほうの議題は、先生方がおっしゃられたとおり、私は、とにもかくにも分かりやすいということと、現下のトレンドの趨勢でございますけれども、基準価格が今少しいろいろ落ちているのにどうしてという、実質影響がないとか燃調の制度とかってほとんどの方は理解されていないという現状は、本当に報道などを見ていてもそんな気もいたしますので、その分かりやすさを第1の論点として考えればいいのかという気がします。

燃調の上限価格に影響を少しでもするという事は、これは実質のことでございますから、わずかにでも実質的なことがある以上は、直近の先ほどから話題になっている期間で決められたほうが分かりやすいんじゃないかなという気はいたします。

それから卸電力市場価格の考え方については、これも皆様がおっしゃられたとおり、第三者機関というのは多少無理がある、透明性がないというのは前回もお話ししたとおりです。

先物と実績ということに関しましても、先物の理論性というのはすごくよく分かるんですが、何となく表面的に出てくる価格という、結果論的で何の論理性もないんですけれども、現下の情勢では今までの実績、1年間というほうが、結果出てくる数値的なことと考えて、多くの消費者の理解が得やすいのではないかという観点です。

最後に質問があったんですが、質問は、松村先生から詳細に御説明いただいたので多分そうなんだろうと思っていた、9ページの一番下の価格が変動するとメリットオーダーから受ける供給想定、料金全体を見直す可能性があるという、この見直す可能性がある程度について、ちょっと各社さんどのくらい見直されるのかなということを確認させていただきたかったという質問がありましたが、松村先生から詳細に御説明いただいたので、本当に見直す可能性があるのかなという気は今の時点ではしております。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

今、発言御希望いらっしゃいませんので、今の梶川委員の御質問について、事業者側からお答えがあれば御発言願いたいと思いますけど、どの社かいらっしゃいますか。

北陸電力から手が挙がりましたので、どうぞ御発言ください。

○平田オブザーバー 北陸電力の平田です。松村先生おっしゃられたことは、具体的にちょっと私どもの理解が足りないところがあるのかもしれませんが、弊社で実際に原価織り込みでやった作業ということについて御説明させていただきます。

まず燃料費につきまして、市場価格と自社燃料費との比較を、スポットが30分単位でございまして年間8,760時間の2倍、それから3年分ということで5万数千コマについて、燃料費と、それから市場価格についても。例えば、先ほど先物を使うということですが、コマによって価格が異なりますので、先物の平均価格を過去の実績等々に照らし合わせましてコマごとに展開していく。コマごとに限界費用と市場価格を照らし合わせまして、自社燃料費、自社で発電を行うのか市場から購入するのか、それから自社燃料費のうち市場価格よりも安いものについて市場で販売するのかというマッチングをずっとやります。その結果として、全て自社燃料費の発電電力量、他社購入、他社販売の電力料が確定する。それで通関統計のC I F等を用いまして、燃料費、他社購入電力料、他社販売電力量を算定するという作業。実際、当社でそういうことをやっているということで、これを置き直すとその作業が発生するということ。

それと先ほど四国さんからお話ありましたが、燃料費見直しに伴って例えば石炭火力の発電電力量が変わりますと、廃棄物処理費も理論的には変更する。必要があるのかどうかというのは御指示に従うところですが。それから消耗品費の化成品類、それから事業報酬におきましてもレートベースの燃料の貯蔵品の価格が変わる。それから営業資本として1.5か月分の燃料費も算定されている。これらを全て算定し直すということになりますと、ほぼ原価をもう一回算定するに近いような状況ということになりまして、作業量はかなり多いということになります。

そのほかに採録期間に関してです。その採録期間については、この委員会で決定いただいて、それに従って再算定が必要であれば行うということについては異論ございませんが、基本的には燃調で中立であるところで最新のものをを用いるということになりますと、私が懸念するのは、スポット価格が下落していることです。その下落が全日本通関C I Fに反映されるのにタイムラグがありまして、例えば1月までの全日本通関C I Fを採って試算いたしましたけど、次の2月はもっと下がるんじゃないかといったようなことで、どの時点

の採録を取るかということについて、どの時点を採るのが妥当か、我々のほうの作業の予見性ということも我々としては懸念いたしますし、それとお客様がいわゆる認可される料金の水準がどうなるのかということについて気になさっていたり、当社のほうにお問い合わせ等々がある場合に、そのお客様にお答えできるような認可水準の公表時期が遅れるということも懸念しているところでございます。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

四国電力、御発言ください。

○宮本オブザーバー　四国電力・宮本でございます。私のほうからは、申請している事業者としての意見というのを簡単に説明させていただきます。

今、北陸さんから御意見あったような話であるとか、松村先生おっしゃったようなこともありまして、どのぐらい料金全体を見直すのかということについては、フルパッケージで全部やるということもありますし、そうでないやり方もあるというふうに考えておりまして、例えばメリットオーダーというところに大きな影響がないようであれば、事前に算定している各電源ごとの発電電力量に単価影響を掛けるということでも影響を把握できると思いますので、仮に見直しを行うということになるのであれば、できるだけ勘弁な方法を採用いただいて、先ほどお話ありましたように、再算定のコストというものがなるべく掛からないやり方にさせていただけたらなというふうに考えてございます。

それともう一つは、今回の対応で「国民の声」とか御理解いただけてないというところに対しては、我々の説明ができてないということも含めて考える必要があると思っております。再算定するということが本来のルールとはちょっとずれているかなと思うところはありますが、決まった再算定についてはしっかりやっていきたいと思っておりますが、これまで委員の先生方に御議論いただいて、料金算定の基本的な考え方みたいなものがある程度固まってきているように感じておりまして、例えば今日の後の議論にもありますけれども、恣意性の排除であるとか算定の起点日、申請日を起点にする考え方であるとか、あるいは料金算定規則に明確に書かれているものはそのとおりにやるとか、そういう考え方があると思っておりますし、それと今回の、申請してからもう一度計算するということはちょっとアンマッチなところもあるかと思っておりますので、この辺りの考え方というのを整理していただいて、今回はこういうことでやるということも整理していただいと、我々としては、次があるかどうか分かりませんが、やりやすいかなと思っておりますので、そ

の辺もよろしくお願ひできたらと思います。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

次は中国電力、どうぞ御発言ください。

○小寺オブザーバー　　中国電力の小寺でございます。私のほうからも、事業者としてのコメントを述べさせていただきます。

いろいろ御説明あったとおりで、今回の採録期間見直しについては中立的であるということとかいろいろありますけれども、ただ一方で、燃料費調整制度に関する御理解がされていないという部分につきましては、先ほど中国電力さんからもありましたけれども、我々事業者も責任の一端があるというふうに考えているところでございます。

今、足元の状況を考えると、今回当社の場合、特に切迫した経営状況の中で料金の値上げの申請をさせていただいていると。料金値上げの申請というのは、もちろん何%の値上げになるかということもございますけれども、いつから値上げをするかということも非常に大きな経営上のポイントになっておりまして、今回はその時期も見て申請をしたということでございます。

採録期間について申請時を起点にすると、申請時の最新ということになりますけれども、その後、今までの期間ということになっていくと、認可の時期を変えればどんどん新しいデータは出てくるわけで、それが一番懸念されるということでございます。なので、その辺りも非常に心配しているということございまして、今の足元の状況、今回の値上げが国民の皆様に対して多大な影響を及ぼすということは重々承知しておりますけれども、その辺りにつきましても御勘案いただければというふうに思います。

いずれにしても、今回算定のし直しということになれば、真摯にそれに対応いたしまして、引き続き丁寧な説明をした上で御理解を頂けるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございます。

東北電力、お願いいたします。

○石山オブザーバー　　東北の石山でございます。今ほど各社さんのほうから話が出たところについては我々も同じ認識なんですけれども、いずれどこまで厳密に策定作業をするかについては、その範囲、粒度によって要する時間というのは変わってくるだろうという

ふうには認識しているところでございます。市場価格の部分が変わりますと電源の差し替えをすることでの変更も出てまいりますので、燃料費だけでなく他社購入電源費、他社販売電源量、こういったものも含めた費目の変更がありますので、それなりの時間が掛かるというふうに認識しております。

我々としては、その作業に速やかに取り掛かるのであれば、燃料価格の採録期間の確定だけでなく、市場価格も含めてどういうふうに考えるべきかというところについても御判断を早めにしていただきたいと思いますし、そのためには、我々としては、置き換えする場合の前提条件などを含めてできるだけ早期の整理をしていただきたいと思いますとともに、また置き換え作業には一定の時間が掛かる旨今ほども申し上げましたので、それまでの間につきましては、この専門会合の場で積み残しになっている論点についても御議論いただいて、審査のほうは効率的に進めていただきたいと思いますと思っています。

弊社も財務状況非常に厳しいものですから、できるだけ早めに認可を頂きたいと思っていますので、何とぞ効率的な審査のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、次は東京電力エナジーパートナー、どうぞ御発言ください。

○秋本オブザーバー　秋本でございます。今回の燃料価格の採録期間については、今、各事業者さんがお話しいただいた内容に尽きておると思います。私どもとしても、決定した事項に基づきまして真摯に対応してまいりたいと思いますが、合理的で効率性というところも加味いただければありがたいというふうに思っております。

それから卸取引市場価格のほうでございますけれども、私ども今回、原価算定の原則に立ち返りまして、フォワードルックの思想から先物対応が望ましいかというふうに考えてこの資料を作成させていただいております。ただ当然、これは今回頂いた事務局様の資料にも記載があるとおり、ここ数か月、価格が大幅に変動しておるという実態もでございます。今後3年という期間にわたって適切な指標足り得るかというところについては、検討の余地は当然あることだろうというふうに思っています。

いずれにしましても、市場価格というのは燃料費のみならず需給状況の影響も受けることでございまして、したがって、燃料費以上に上下動が大きいということになります。現行、これを料金に適切に反映する仕組みがないということでございますので、これは価格下落のときには逆にお客様に過大な御負担をお願いすることになる一方で、価格上昇い

たしますと財務体質を毀損いたしまして、安定的な事業運営に重大な支障を来すという懸念もございますので、ここの辺りも御考慮いただければと思っています。

あと、今回、何らか前提に基づいて一律の考えになるといたしましても、東西のエリア間の価格水準の差異というものは加味していただければありがたいというふうに考えております。

最後に、結局この問題を解決するためには、市場価格の変動に応じて価格を調整するいわば燃料費調整の市場価格版のようなものを導入するとか、何らかの措置を導入するということが今後の課題かなというふうに思っておりますので、今回の料金見直しからということかどうかは別といたしまして、そういったことについても今後御検討をお願いできればというふうに考えております。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

四国電力は、再度御発言御希望ということでしょうか。

○宮本オブザーバー　四国電力・宮本です。2回で申し訳ないんですけど、ちょっとよろしいでしょうか。

○山内座長　どうぞ。

○宮本オブザーバー　先ほど1点言い忘れたので追加でございますが、ちょっと心配していることがありまして、弊社は石炭による市場販売というのが多うございまして、それが控除収益に効いているという申請になってございますので、石炭価格が前より高い中で市場価格を下げた再計算をすると、控除収益が減って原価が上がるということがあり得ると考えております。先ほどからお話あります、どのように再算定するかというのはございますが、労力を大きく掛けて再算定した結果、原価が上がるということになった場合に、やはりやめましたということになるとまたつらいので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

今、これで手が挙がっている方いらっしゃいますか。ほかに御発言いかがですか。今日決めるという訳ではないので、また次回に御議論させていただく――松村先生、どうぞ御発言ください。

○松村委員　すみません、何度も。私、市場の話と燃料の価格、完全に頭を切り離して

いたので、混乱させることを言っちゃったと思います。それで、確かに燃料価格と市場の価格を総合的に考えると、控除収益に大きく影響を与えることになると思います。その場合に、恐らく限界費用でやっていたと思うんですが、限界費用は、まず全日本通関統計価格を使って限界費用を考えていたのか、スポットを使って考えていたのか、あるいはどうすべきなのかということを考えなければいけないと思います。LNGにしても石炭にしても、全日本通関よりもスポットの価格の低下が直近では大きいので、それをどう考えるのかによって全く状況は変わってくると思います。その点についても少し注視して整理していただければと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。——ありがとうございます。先ほども言いましたけど、今日これ全部決めるということでもないの、非常に重要な御意見、各視点から頂いたというふうに思っていて、事務局のほうでまとめていただいて、論点になるところを整理して、また次回、議論するというにさせていただきます。

感想だけ。算定の規則自体を変えなきゃいけないというような点と、規則自体がまだ決まってないところがあって、それをどう決めるかという点と、規則を入れたんだけどそれを当てはめるときにどうすればいいかという点と、3つぐらいの層に分かれていて、その辺をうまく整理していただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきますが、4番目の議題で「設備投資・事業報酬について」であります。事務局から御説明いただいて、本議題については北海道電力、東京電力エナジーパートナーからも御説明があるということでございます。その順番で説明していただいた後に質疑とさせていただきます。では、事務局からお願いいたします。

○池田取引監視課長 では、資料6-1をお願いします。

まず設備投資についてですが、2ページ、11月に申請のあった5社については以前御審議いただいたテーマでございますが、その後、北電と東電EPからも申請があったため、2社の申請を中心に幅広く御議論いただきたいということでございます。

8ページまで飛んでいただきまして、主な論点でございますが、2ポツ目を追加してございます。東電EPでございますが、事業報酬については、EPのみならずホールディングスやリニューアブルパワーを含めたレートベースを基に算定しているということについて、事業報酬の一貫した審査を行うという観点から、HDやRPにおける設備投資についても

特別監査の対象とすべきじゃないかといったことを追加してございます。

また、最後のポツは、前議論したときに非化石証書の関係で積み残しの論点がございませぬので、今回こちらについても改めて整理をさせていただきたいと思っております。

まず設備投資の概要、11ページでございます。北海道と東京電力エナジーパートナーを追加いたしますけれども、業務設備の投資額の伸びが目立っているといった状況になっております。

12ページは11ページの表をグラフ化したものでございまして、北海道は原子力のウェートが今回の申請において高くなっていることが見てとれるといった状況です。

13ページからは事業者別に設備投資額の推移をロングスパンで整理したものでございまして、北電につきましては、一番右の3つですけれども原価算定期間中は原子力の設備投資が増加傾向と。

次のページ、14ページですけど、東電EPは業務設備のみとなっておりますが、原価算定期間中の増加が顕著となっているというところでございます。

次、17ページに移らせていただきまして、ここは前回積み残しとなっていた非化石証書の販売収入の取扱いということでございませぬが、前回会合では各委員から、厳格に販売収入が分別管理されているのかはきちんと確認する必要があるとか、管理の実態を確認したいといった御意見を頂戴いたしまして、各申請会社に証書の販売収入の分別管理の実態等を確認したところでございます。

その結果、1ポツ目からでございますけれども、先行4社は、料金原価上は特定の非化石電源投資にひもづける形で分別管理をしていると言えるような状況にはございませぬでした。北海道電力につきましては、申請原価上は水力発電設備の投資に回して減価償却費で控除する形にはなりましたが、実態としては、必ずしも分別管理しているとは言える状況にはなかったというふうに事務局としては理解しているところでございます。

こうしたことを踏まえますと、先行4社につきましては、規制料金と非化石証書販売収入の双方からの二重回収が生じないようにするため、非化石証書販売収入を料金原価から控除することも一案ではないかというふうに考えられるところ、この点について御意見、御議論を頂戴できればと思います。

また北海道電力につきましても、どの設備投資にひもづけるかによって減価償却費等への影響額が変化することから、恣意性を排除する観点から、4事業者と同様に非化石証書

の販売収入は料金原価から控除することが考えられるというふうに思われるところですが、この点についても御意見、御議論を頂戴できればと思います。

次に、21ページに行きまして減価償却費でございますが、これは北電の状況でございますが、設備投資と比較するとタイムラグがあるということで、原価算定期間中の金額は比較的小さいと。

東電E Pは22ページのとおりでございますが、これは一貫して増加傾向となっているという状況でございます。

固定資産除却費につきましては、25ページ以降にまとめさせていただきましたけれども、説明は割愛させていただきたいと思っております。

次に事業報酬パートに移らせていただきたいと思います、資料6-2でございます。こちらにも北電、東電E Pのアップデートと積み残しの論点の整理ということでございます。

14ページまで飛んでいただきまして、ここは各社のレートベースでございますけれども、北電のレートベースを追記させていただいていると。

15ページから20ページはそれぞれレートベースの詳細でございますが、ここは説明を割愛させていただきまして、21ページまで飛びまして、これは東電E Pを除く6社の事業報酬の算定方法をまとめさせていただいたものでございます。ここに式が書いてございますけれども、①電気事業全体の事業報酬から②の送配電事業の事業報酬を差し引いて、最後に③の発電小売事業に占める小売事業の割合、これは発販一体会社であれば100%ということになります、この③を乗じて計算するように料金算定規則で規定されてございます。

これに対して次のページ、22ページが東電E Pから申請のあった事業報酬の算定部分でございます。事業報酬の算定式は同じではございますが、発販分離しているため、発電小売事業に占める小売事業の割合というのは100%にならないということで、東電E Pはこの表にありますとおり、まず①のところですが、グループ全体のレートベースの合計値と。それに事業報酬率を乗ずることで、まずグループ全体の事業報酬を算定しまして、その次にパワーグリッドの②送配電事業の事業報酬に相当する部分を差し引きまして、その残りの部分について、要は③に相当するものとしてホールディングス、リニューアブルパワー、エナジーパートナーそれぞれのレートベースの比率に応じて按分するという方法で事業報酬を算定してございます。

次の23ページが東電E Pの計算方法をめぐる論点でございますが、東電E Pはレートベース、一番右の8兆9,574億円から左側の表の8兆2,741億円と、約6,800億円ほどレート

ベースを自主カットといいますか自己査定を行っておるんですが、それによってレートベース按分比率が変わりまして、要はE Pの按分比率が上がりまして、結局、自主カットしたんだけど分子が上がって事業報酬が13億円増加してしまうという矛盾が生じてございます。

1枚めぐりまして、このため、このような矛盾を防ぐための算定方法の検討を行う必要があるということでございます。1ポツ目ですけれども、まずグループ全体のレートベースにJ E R Aを含んでいない点でございますが、J E R Aを含んでいないということについては、連結子会社でないことからこれでいいのではないかと。

次に、3番目のポツでございますが、HD、E P、R Pのレートベースの金額を基に事業報酬を按分している点でございますが、これが結局矛盾が生じる原因でもございまして、例えば総資産額を用いてグループ会社の事業規模に応じて事業報酬を按分するなど、レートベースでないほかの指標を用いて按分してはどうかというふうにして、さらには、E Pのレートベースにも事業報酬を乗ずることでE Pの事業報酬を直接算定するということについてはどう考えるか。この場合はE P単体ではなく、東電グループとして資金調達が行われていることとの整合性をどのように考えるべきか、そういった点について御議論、御意見等いただければと思います。

最後に事業報酬率でございますが、28ページでございまして、これは各社の事業報酬率の算定結果をまとめたものでございまして、これは北海道も東電E Pも2.8%という値になっていたということでございます。事業報酬率の論点としましては、1つは β 値の算定期間でございましたが、31ページに行きまして、そこに3つの案を掲げさせていただいておりますけれども、前回御議論いただいたときは、③の震災後でなるべく長期で10年程度がよいという御議論にほぼ集約されたと事務局では理解しておりまして、その上で34ページに移りまして、 β 値の直近の起点をいつにするかということが御議論を頂く点ということかと考えてございます。

この点、過去の料金審査では、恣意性を排除するために査定方針の取りまとめまでの2年間を算定期間としているところですが、今回は β 値の採録期間を10年という長期にするのであれば、直近の起点をいつにするかによって β 値に与える影響というのは限定的になると考えられることから、明瞭性を重視しまして、各事業者の申請日の前月末を起点としてはどうかと考えるところでございますが、ここの点について御意見、御議論いただければと思います。

あとは他人資本報酬率についても、36ページのとおり、全みなし小売電気事業者の平均を取るということになっているんですけども、有利子負債利率が公表されていない発電分離の事業者の取扱いをどうするかというところが前回問題となりまして、次のページに移りまして、3つの方法があると。連結、連結にJERAを加えたもの、親会社さん単体、このいずれの方法を採るべきかというのが論点となっておりました。

2枚めくっていただきまして、それについてですけども、事務局において改めて料金算定規則を見直しましたが、条文の文言上、JERAを含めることは解釈上困難でございます、JERAを含まない連結の有利子負債利率を用いることとしてはどうかと考えるところでございますが、この点についても御意見、御議論頂戴できればと思います。

御説明は以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、まずは北海道電力の上野様から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○上野オブザーバー　北海道電力の上野でございます。それでは、設備投資関連費用・事業報酬について、資料6-3に沿って御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。初めに、設備投資計画の概要について御説明させていただきます。ページの下の方に設備投資の今回原価と前回原価の比較をまとめております。前回原価から、原子力については泊発電所3号機再稼働に向けた安全対策工事の本格化による増加はありますが、水力や火力における大規模電源開発工事の減少に加えまして、経営基盤強化推進委員会の下、カイゼンですとか資機材調達コスト低減の取組によりまして最大限の投資の抑制を図っておりますことから、前回原価と比べ、全体では248億円減少してございます。

原子力発電所の安全対策工事につきましては、前々回の専門会合で御説明させていただきましたとおり、泊3号機の再稼働時期を2026年12月に設定しており、再稼働に必要な安全対策工事につきましては、3か年平均で374億円を今回の原価に織り込んでおります。今回申請した原価には泊発電所の再稼働を織り込んでおりませんが、早期再稼働に向け全力を挙げて取り組み、再稼働後には再稼働メリットを反映し、適正な水準で値下げを実施したいと考えております。

非化石証書の収入につきましては、今回の原価算定期間で年間5億円程度の収入を想定しております。この収入につきましては、非化石電源である水力発電設備の投資に活用す

ることとし、当該投資分に関わる原価を控除しております。

なお、非化石証書収入につきましては、用途を非化石電源の投資に限定するために社内管理しております。実績についても当社ホームページで公表するなど、実態に応じて適切に分別管理しております。

したがいまして、先ほど事務局のほうから料金原価から控除することも考えられるとの御説明がありましたが、当社としては、今回申請させていただきましたとおり、設備投資から控除するのが実態に整合しているものと考えてございます。

また、表の下に※で記載している部分、少し小さいですがございます。こちら原子燃料については、適正保有量の観点から、前回原価以降に増加した投資分について原価には不算入としてございます。

2ページを御覧ください。至近5か年の設備投資額の推移をグラフでお示ししております。今回の原価においては、泊3号機再稼働に向けた安全対策投資が増加しておりますが、それ以外の投資については至近5か年を下回る水準となっております。

3ページを御覧ください。減価償却費は、2019年2月に石狩湾新港発電所1号機が運開しましたことから増加しましたが、2019年度に償却方法を定率法から定額法へ変更したことや、泊発電所3号機の新設時資産の償却が2022年度におおむね完了することなどによりまして、前回原価に比べ182億円減少してございます。

4ページを御覧ください。固定資産除却費は、経年化による水力発電所の大規模改修工事や原子力安全対策工事に伴う除却工事が増加する一方で、火力発電所の大規模除却工事が減少することなどにより、前回工事と同水準になってございます。

5ページを御覧ください。事業報酬は、料金算定規則に基づき、適正なレートベースに事業報酬率を乗じて算定しております。事業報酬率は0.1%低下しておりますが、建設中の資産の増加ですとか燃料価格の高騰などから運転資本が増加したことなどによりまして、前回原価に比べ45億円増加してございます。

6ページを御覧ください。事業報酬率は、審査要領の考え方に基づき、自己資本報酬率及び他人資本報酬率の実績を基に、30対70で加重平均することにより算出しております。

自己資本報酬率の観測期間につきましては、前回原価と同様、旧料金審査要領の規定を参照しまして7年間としております。また、リスクを表すβ値は、中段の自己資本報酬率の表に赤丸で囲まれた部分になりますが、適切に電気事業の事業リスクを把握するため、短期ではなく可能な限り長期間で採録する観点から、事業環境が大きく変化した東日本大

震災発生日の2011年3月11日から今回の申請原価を弊社内で取りまとめた昨年末までの期間で算出した0.82を適用しております。

他人資本報酬率につきましては、親会社単体の決算値を用いて算出した0.66%を採用しております。

私からの説明は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、東京電力エナジーパートナーの秋本様、御説明をお願いいたします。

○秋本オブザーバー それでは、設備関連費用と事業報酬の内容につきまして御説明をいたします。

資料6-4の1ページをまず御覧いただければと思います。今回原価の前提となる設備投資についてでございますが、託送のレベニューキャップ制度やインボイス制度等の各種の制度の見直し、私ども基幹業務システムの保守期限切れがございまして、そういったそれ以降の事業継続に対応するためのシステム投資の影響によりまして、2021年度実績に比べますと171億円の増加という形になってございます。

続いて、2ページを御覧ください。減価償却費については、分社化等の影響によりまして前回の原価と比べて年間で2,682億円、真ん中の表の赤枠でございまして、減少して、年間で98億円と。固定資産除却費についても、同じく分社化等の影響によりまして前回に比べて251億円減少いたしまして、年間で0.09億円。数字は今「0」と記載しておりますが、年間で0.09億円ということになります。

続いて、3ページでございます。事業報酬の概要でございますが、こちら料金算定規則に基づきまして、適正な事業資産価値であるレートベースに事業報酬率を乗じて算定しております。

事業報酬率は、料金算定規則にのっとりまして自己資本利益率、それから β 値については直近7年間、他人資本報酬率については観測期間1年の実績に基づいて計算をした結果、2.8%ということになってございます。

なお、事務局様の御説明の中で、レートベースの自主カットの話があったかと思えます。資料6-2の23ページを御覧いただきますと、こちらのほうに自主カット前と後で数字の比較が出てございますが、こちら御覧いただきましてお分かりのとおり、自主カットの大半というのはホールディングスの特定固定資産の自主カット、5,995億円になってございまして、その大部分は福島第1、第2の原子力発電所に関する資産でございまして、こちら

審査要項のほうでは、長期の停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること。これをB改良工事中などの将来の稼働の確率性等を踏まえてレートベースに算入するというふうにされておりますところ、こちら福島第1、第2原子力発電所は、そういう意味で廃炉すると決定してございまして、これは確実に稼働しないということでございますので、今回算入の条件に合致しないというふうに考えて除外をしたということでございます。この点、ちょっと1点付言をさせていただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、事務局及び事業者からの御説明を前提として、皆さんから御意見、御質問を受けたいというふうに思います。要領は同じでして、手挙げでお知らせいただければと思いますけど、論点、最初は非化石証書の話が1つあります。事業報酬については、今、東電さんからもお話ありましたけれども、そのお取扱いというところでございますが、いかがでございますか、どなたかいらっしゃいますか。設備投資は、5社については既に御説明いただいて議論したところで、今日、残り2社について御説明いただいたということですが、積極的に御発言——四国電力から追加的な説明が何かございますか。どうぞ。

○宮本オブザーバー　　四国電力・宮本でございます。委員の先生方からの御意見を伺ってからでもいいんですけど、私どもの非化石証書のところに対する考え方を説明させていただければと思っておりますが、先でもよろしいですか。

○山内座長　　今御希望いらっしゃらないので、どうぞ。

○宮本オブザーバー　　分かりました。それでは、弊社の考え方、非化石証書の取扱いについて御説明させていただきたいと思います。資料6-1の先ほど御説明いただきました17ページの関連でございます。

この論点につきましては、昨年12月16日の第30回の専門会合で御議論いただいた上で、今年1月19日の31、32回において、非化石証書の販売収入の管理の方法について確認が必要とされたという経緯があるというふうに理解しております。この証書の扱いにつきましては、過去の国の制度検討作業部会の第二次中間とりまとめにおいて、非化石証書の収入については、発電事業者において非化石電源の利用の促進につなげるのが望ましいとされておりまして、料金の算定においては、発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合には、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金の原価を押し下げるということになってしまうという可能性がある、とされておるということを踏まえ

ますと、当社としては、非化石証書の販売収入というのは、17ページに書かれているような控除収益として取り扱うというのではなくて、中間とりまとめにも書かれておりますけど、二重計上に留意するということが重要だと思いますので、それらを踏まえると、北海道さんがやられているような設備投資の費用から控除するということが非化石証書の制度の趣旨に合っているのではないかというふうに考えてございます。

その場合に、17ページにも書かれております北海道さんの事例で、どの設備にひもづけるかにおいて恣意性があるというふうにされてございますが、その部分につきましては、例えば原価算定期間の非化石の電源投資のうちに、供給力の増加に寄与する投資に按分して充当するなど、制度の趣旨を踏まえた恣意性のない算定方法ということを採用するということが可能ではないかと考えておりますので、御検討いただければと思っております。

なお、資料の一番最初のところに、料金原価上、分別管理していなかったというふうにされているところにつきましては、当社については1月17日の資料にも書かれておりましたが、具体的に設備の投資から控除していないということはありませんが、件名の中身については、当社は、どの件名にどの非化石の収入を充てるかということについて管理はしておるということでございますので、そこは誤解のなきようお願いできればと思います。

私からは以上であります。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかに御意見、委員の方いかがですか。

北陸電力からも御発言御希望ですね、どうぞ御発言ください。

○平田オブザーバー　非化石証書の収入につきまして、弊社のほうで原価の控除収益に充当していなかったということにつきましては、今、四国電力の宮本さんがおっしゃられたとおりですが、制度検討作業部会の中間とりまとめにおいて、控除収益として取り扱っていると、非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることとなり、不当な内部補助になるおそれがあるという、この整理を踏まえまして、控除収益としては算定しておりませんでした。これも四国さんと同じ結論ですが、中間とりまとめを踏まえまして、設備投資から控除するというほうが妥当だというふうに弊社でも考えております。

それから分割管理について、分割管理の定義が私ちょっとはっきりしないなと思ったんですが、弊社として、ホームページ上で「非化石証書の販売収入の用途について」ということで、例えば水力発電所の出力増といった非化石電源向けの工事に充当しているという旨はホームページ上で公表しておりますし、監視等委員会さんのヒアリングでもこの旨は

御説明しております。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかに、どなたかいらっしゃいませんか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員　今出てきた点について申し上げます。まず、分別管理がちゃんとされていたか、ひもづけされていたかという点に関しては、料金審査の直前に、あるいは料金申請の後には問題外だと思いますが、直前に分別管理を始めたかということも問題外だと思いますので、制度が始まったときからちゃんとされているものに関しては、ひもづけがあることを積極的に認定する余地はあると思います。

もともと分別管理は、非化石投資を促進するというために行われるもので、それでちゃんと分別管理するというか、ある種の会計上の整理をしておくのが望ましいことは、既にその制度が議論されたときにも繰り返し出てきた点だと思います。これは後出しじゃんけんではなく、ちゃんと前から整理されていたかどうかというのが重要なポイントだと思います。

それから、申請のときにそのコストを控除しなかったということは、二重回収というのに関して全く事業者が考えていなかったということ。そういう事業者に関して本当に今の整理と別のやり方を考えなければいけないのかという点についても考える必要があると思います。

さらに四国電力が正しく言ってくださったので、その点はとても安心していますし、北陸電力も出力増という格好で言われたので安心していますが、あくまで新規投資、追加性というか、これによって出てくるもの、それがなかったとしたら投資しなかったものに投資されるのが本来の趣旨。その点の確認も必要だと思います。非化石証書の制度がなかったとしても投資したであろうものを便宜上ひもづけるのは、料金算定というよりも非化石証書の制度自体に対して深刻な疑義を与えることになりかねないので、本当に新規性、追加性があるものなのかはかなり厳格に見る必要があると思いました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

これも今日決めるお話ではないと思いますが、御意見あれば積極的に発言していただい

て、事務局がこれから整理する上での視点を頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど、前の議題について、申し訳ありません、事務局からのコメントというのを頂き忘れておりました、それも含めて今の議題と前の議題と、事務局からあれば御回答、コメントいただきたいと思います。

○池田取引監視課長 事業報酬の率とかは、またこの後ということで……

○山内座長 事業報酬については誰も出てこないの、とりあえずコメントいただいて、そしたらまた改めて。今のみたいに事業者さんがいろいろ言っていたら、それに突っ込めるとい、そういう話もある。

○池田取引監視課長 分かりました。

○東取引制度企画室長 山内先生に論旨をまとめていただいたので、もうお役御免かなと思ったんですが、まず燃料費のほうの採録期間について、様々な御意見ありがとうございました。委員の皆様から燃料費の採録期間について、制度もあるんだけども需要家の理解ということを見ると、直近のほうに置き換えるべきだという御意見が多かったかなというふうには思います。というか、全てそういう御意見であったかなというふうに思います。

一方で、どういうやり方をするかというところ。事業者のほうから、どれぐらいの時間が掛かるのか、あるいは燃料費だけじゃなくてスポット市場の考え方と合わせて再計算するほうが合理的だという御指摘もありましたので、具体的にどういうふうにやっていくべきなのかという点については、引き続き事務局のほうで整理させていただきたいというふうに思っております。

それからスポット市場のほうにつきましては、こちらも何らかの形でそういう直近の値を使っていくという点、そういった御意見が多かったかなと思います。また、そもそもの考え方として、第三者機関の算定というのはなかなか難しい一方で、過去1年の実績を使うのか先物を使うのかというところについては、両方御意見があったように思います。特に先物につきましては、これまた実務的にどういう計算をしていくのかというところもセットでなければなかなか判断ができないんじゃないかというような御指摘、そういうところに難しさもあるんじゃないかという御指摘もあったと思いますので、その点も含めて、こちらから改めて事務局のほうで少し整理させていただければというふうに思っています。

それから、制度自体につきましても御意見があったと思います。川合委員からは、燃調

のそもそも3か月というのが適切なのかという御意見もあったと思いますが、ここにつきましては、現行のルールは現行のルールとして今回の審査は進めていただきたいと思います。

一方で、制度そのものがこれだけボラティリティーが大きくなっている中で果たして適切なのかというのは、制度ということで資源エネルギー庁の問題という部分もあろうかと思いますが、問題意識としては受け止めさせていただきたいと思っておりますし、同じく東京電力エナジーパートナーさんのほうから、そもそも市場連動的な調整項があるべきではないかといった御指摘もありました。こちらにつきましても全く同じですが、現行のルールにおいては、今回は今回のものとして審議はいただいた上で、今後の課題として認識させていただいたというところでございます。

事務局からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。基本的に後出しじゃんけんはなかなか難しいところがあるんですよね。制度としてまたやらなきゃいけないということなんですけど。

今のところ、非化石証書の控除収益の件について伺いたいと思っております。

圓尾さん、御意見ですか。

○圓尾委員 6-2についても、今発言していいのでしょうか。

○山内座長 じゃ発言してください。それでまた皆さんから発言あれば、6-2についてまとめて事務局からコメントもらいます。お願いいたします。

○圓尾委員 了解しました。数字としては、仕上がりに対して小さなインパクトなのかもしれませんが、東電EPの事業報酬の計算の仕方はすごい違和感がありまして、何かというと、事業報酬率2.8%をPG、ホールディングス、RP、EPの合計に対して使っているのが、ずれていると思います。つまり、他電力みんなそうですけれども、発電のアセットも含めたトータルのビジネスに対しての事業リスクを勘案したら2.8%になっていたということで、ネットワークに関しては1.9%。リスクが低いから1.9%なわけですけども、発電ビジネスは非常にリスクがそれに比べて高いから、2.8%よりもずっと高い報酬率が適当であって、その加重平均として2.8になっていると思います。ところが、JERAが入ってないので。一方で、株式市場で東京電力や中部電力の株価を投資家が売り買いするときは、当然JERAの収益性とかJERAのリスクも考えて、込みにして彼らは行動を取っているわけなので、そこはやはりずれているのです。

ですから、算定規則がそうだからと言われたらしようがないのかなとは思いますが

も、本来はJ E R Aのレートベースに相当するところを、例えば中部と東京と50・50でもいいです、按分でも入れることを本来はすべきで、そうするとE Pの事業報酬額はぐっと下がってくるはずだと思うのです。この東電が出している旧一体会社の合計額見れば一目瞭然ですけれども、P Gがかなりのウエートを占めていて、その事業報酬率が1.9。それ以外のところとの加重平均の2.8ですから、それはE Pのところが大きく数字が上がってしまうのはしょうがないと思います。

一方、E Pの7,000億ぐらいのアセットに単純に2.8掛ければどうかということ、2.8はネットワークの低い事業リスクの分も織り込んだことになっているので、E Pからすると損することになってしまうでしょうし、ここは非常に難しいのですけれども、本来はJ E R Aのアセットを厳密でなくてもいいから足して、もう少し仕上がりを適正化していくことが本来は必要なんじゃないのかなと思いました。

それから他人資本報酬率に関しては、前も申し上げましたけれども、39ページに適切にまとめていただいていると思います。本来は連結プラスJ E R Aで考える、計算するのが適当ですけれども、料金算定規則が、J E R Aが独立することを念頭に置かないものになっているので、規則に従ったらしょうがない、連結で有利子負債利率を用いる。結果的に今回は大きな差異がないので、それでしょうがないと考えるしかと思っております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

資料6-2も含めて、6-1でも結構ですので、ほかに御意見、御質問ございますか。

とりあえず今のところで、事務局のコメントいただけますか。

○池田取引監視課長 まず、非化石証書の取扱いのほうにつきましては、実態がどうなっているか、あらかじめきちんとひもづけをしているか、あるいは事後的なものではないか、その実態がまず重要になってくるので、その上で、状況によって全体から控除するのか、あるいは個別の設備投資のところで控除していくのか、そういうところを判断していつてはどうかという御指摘であったというふうに受け止めてございます。

また、その点につきましては、既にいろいろ電力会社から実態についてヒアリングをしているところでございますが、さらに必要なところがあれば、追加で実態とかを確認しながらまた更に検討を深めてまいりたいというふうに思います。

あと東京電力エナジーパートナーの事業報酬率の算定の仕方につきましても、どこまで現行の料金算定規則で縛られているのか等々、そういった問題もございますので、なかな

か即答はできないところではあるんですけども、頂いた点も踏まえて今後更に検討していきたいと思います。

○山内座長　　ありがとうございます。

梶川委員の手が挙がっています、梶川委員、どうぞ。

○梶川委員　　非化石証書の収入に関しましてなんですけれども、私、何かどうしても設備投資という資産の投資から収入を控除するというのは、資金として設備投資に使うというのは資金的には分かるんですが、損益的なバランスでいって、何となく違和感がすごくあるということだけ今後の検討にも入れておいていただければと思います。資金を使うという話と損益のバランスを取るということはちょっと違うんじゃないかという気がいたします。

○山内座長　　ありがとうございます。

さっきおっしゃっていましたが、実態はどうなっているかということ等含めて、ちょっとそれらも含めて見直し。今の梶川さんの会計的な発言というのは、そういうことになると思いますね。

○池田取引監視課長　　ありがとうございます。

○山内座長　　そのほかいかがでしょうか。そういうことでよろしいですか。事務局から追加的な御指摘、いいですか。今の件。

○池田取引監視課長　　はい。

○山内座長　　ありがとうございました。それじゃ議事は進めさせていただきますが、「控除収益について」、議題5になります。これも事務局から御説明いただいて、それから東京電力エナジーパートナーから御説明ということになります。じゃ、よろしく願いいたします。

○池田取引監視課長　　資料7の2ページをお願いします。控除収益の2回目ということでございまして、これにつきましても北海道電力と東京電力エナジーパートナーから申請があったため、この2社の申請を中心に幅広く御議論いただきたいということでございます。

5ページに飛んでいただきまして、北電と東電EPの申請の概要でございます。北電のほうは、分社化に伴い発生する会社間取引の収益増が発生すると控除収益が増加している。ただ、反対に東電EPのほうは発電事業者たるみなし工事ではありませんので、賠償負担金相当収益等々はございまして、電気事業雑収益のみになります。前回と比較すると

319億円減ってございます。前回は共架料という電柱を使わせることに伴う収益が計上されていたのに対して、今回は送配電分離によりこの共架料収益が配分されなくなったこと等々によるものでございますが、いずれにしても、この金額の減少が大きくなっているというところでございます。

次に、12ページまで行きますと、賠償負担金相当収益ということでございます。北電は、原賠機構法に基づきまして5年間で、Aの欄に記載の62億5,400万円を回収することになっていまして、1年当たりで言うと、このCの欄のとおり12億5,100万円となりますが、今回、北電はD欄のとおり12億2,400万円の計上となっております、2,700万円ほど収益が少なくなっていたというところでございます。

その理由について確認した結果が13ページでございまして、北海道電力が一般送配電事業者との間で締結した支払い契約で定められた託送回収単価に北海道エリアにおける想定需要電力量を乗じたことによるものであるとしております。

この誤差につきましては一つの論点となるところでございますが、そこについては22ページまで飛びまして、その論点につきましては、北海道電力からも、仮に5年間で回収すべき賠償負担金の額から1年当たりの回収額を算定する方法で算定すべきとの方針が決定された場合には、当該方針に沿って算定する旨の報告を受けているところでございます。

御説明は以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、東京電力エナジーパートナー・秋本様、御説明をお願いいたします。

○秋本オブザーバー　それでは、参考資料4のほうを御覧いただければと思います。

こちらの2ページ目を御覧いただければと思いますが、電気事業の雑収益については、今回原価においてはエナジーパートナー単独の電気事業雑収益を計上しておりまして、前回に比べて319億円減少して、年間62億円となっております。

他方、下の表の青く彩りしたところを御覧いただきますとおり、前回、今回とも原価計上している項目に限定して比較をした場合は、今回原価年間62億円に対しまして、前回原価は51億円でございますので、さほど大きな差異は生じていないということでございます。

今回原価が前回に比べて大きく減少している大きな要因としては、表の下から3行目、その他ということで317億円というのがあります。こちらについて、次の3ページのほうで詳しく御説明をさせていただければと思います。まず、下の図における一番左の円柱に記載しておりますのが、前回の電気事業雑収益全体の内訳でございます。御覧のとおり、

一番下の共架料、これが138億円ということで、一番大きな金額規模となっておりますが、紫の文字で記載した各項目、その上の共有ケーブルの被覆等設備料でありますとか工事補償金でありますとか鉄塔貸し料でありますとか、この紫色で表示した各項目については、小売の専門会社である弊社としては現在計上していない収益ということになります。

隣の2つ目の円柱でございますとおり、発電部門、ネットワーク部門、販売部門全てを合算した電気事業雑収益は517億円ということになりますが、前回の原価算定におきましては、料金の算定規則に基づきまして、電気事業雑収益の全体を原価比によって託送原価、託送原価以外に配分をしております。具体的に申し上げますと、総原価に占める託送原価の割合は26%となりますので、この517億円に26%を乗ずることによって、電気事業雑収益のうちの託送原価相当を136億円というふうに特定しております。同様に託送原価以外の割合は74%でございますので、同様な計算によって、託送原価以外の相当分というのは381億円というのを特定しております。この381億円というのが、前ページにおきます前回の原価に該当するということでございます。

以上のとおり、電気事業雑収益の内訳といたしましては、共架料等ネットワーク部門の原価が大きな減額規模になっているのに対しまして、全体の原価費といたしましては託送原価以外の割合が相対的に大きいということございまして、したがって、共架料等を含めた各項目が託送原価以外のところに厚めに配分されまして、前回の原価が381億円というふうに大きく膨らむ結果になったということでございます。非常にテクニカルな内容で恐縮でございますけれども、前回原価からの減少が大きくなった背景について御説明させていただいたということでございます。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

それでは、今の事務局と東京電力エナジーパートナーからの御説明について、御質問あるいは御意見いただきたいというふうに思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

賠償負担金のところはそうだとしまして、今の東電さんのやつは、収益、最後の入ってくる収入がどこに帰属するかという、そういうことなので、工事補償金とか共有ケーブルとか鉄塔料とか、確かにここに入ってくるというのもおかしいような気もするけれども、その分だけ控除収益が小さくなるということですね。

いかがでしょうか、どなたかいらっしゃいますか。——いらっしゃいませんか。

最後のところでテクニカルというふうにおっしゃいましたけど、テクニカルではあるけれども、考え方ということもあるかなとちょっと思ったりもしますけどね。ありがとうございます。

事務局から何かありますか、追加的な御説明。

○池田取引監視課長　いえ、ございません。

○山内座長　皆さんに、宿題にしますのでまた考えておいていただいて、次回以降、改めて御議論ということにさせていただこうと思います。

予定した議事は以上でございますが、何か追加的な御発言御希望いらっしゃいますでしょうか。

よろしければ、以降の議事進行は事務局でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○池田取引監視課長　本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第37回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——